総社市立清音小学校 いじめ防止基本方針

2024年4月策定

いじめに関する現状と課題

本校のいじめの認知件数は前年度よりも増えているが、いじめを積極的に認知することで、いじめの深刻化を防ぐようにする学校の風土ができつつある。いじめの様態は「嫌なことをされる」「嫌な言葉」などが多かった。加害児童が複数いる事例もあり、児童の規範意識の醸成やよりよい人間関係の育成などがよりいっそう求められる。さらにネットによるいじめの事例もあることから、情報モラル教育の推進や保護者との連携等も必要である。学級や学校をどの児童にとっても落ち着ける場や絆づくりの場にするなど、発達支持的生徒指導を基盤としながら、引き続きいじめ防止に向けてチーム清音で取り組んでいきたいと考える。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・自己指導能力の育成を通して、児童がその時、その場でどのような行動が適切であるか、自分で考えて、決めて、実行することができるようにする。
- ・いじめの未然防止に向け、「総社市だれもが行きたくなる学校づくり」を中心とした児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けること で、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめ早期発見のため、毎月アンケートを実施する。また、年2回教育相談週間を設け、得られた情報を教職員間で共有を図り、児童への指導にあたる。
- <重点となる取組>
- ・グーグルフォームを用いた教育相談メールの活用や毎月のアンケート実施、 I ・2 学期に一度ずつの教育相談週間、生徒指導委員会や情報交換会などで、児童の内面を把握できるように努める。
 - ・「人権週間」において、児童同士のつながりを深めるとともに、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
 - ・児童のインターネット利用実態をアンケート等で把握し、各学年で必要に応じて全ての児童に対する情報モラルに関する授業を計画的に実施する。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・基本方針や年間計画は、学校評議員会 やPTA総会、学級懇談会等で説明し、保 護者や地域と連携するきっかけとする。
- ・いじめの未然防止、早期発見、対処には保護者や地域の理解が重要であることから、思いやりの心や善悪を判断する力、正義感の育成、いじめ防止の取組を学校と連携して取り組むこと、悩みを相談できる良好な親子関係づくりの大切さなどを啓発し、保護者や地域の責務について理解を得る。
- ・いじめが確認された場合は、保護者に 事実関係を伝え、いじめを受けた児童と 保護者に対する支援や、いじめを行った 児童の保護者に対する助言を行う。

学 校 対 委 い じ 策 員 会 め <対策委員会の役割> ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実 行・検証・修正の中核、相談窓口、いじめ事案への対 <対策委員会の開催時期> ・年3回開催(各学期ごと) 及び必要に応じて開催 <対策委員会の内容の教職員への伝達> ・直後の職員会議や終礼等で全職員に周知。 <構成メンバー> ・校外 SC、SSW、PTA会長、スクールサポーター等

ノ `ホ +佐 +¼ 日日 夕 〜

- <連携機関名>
- ・市教育委員会
- <連携の内容>
- ・月例報告等による情報共有
- ・保護者支援のためのSC等の派遣

関係機関等との連携

- <学校側の窓口>
- ・教頭
- <連携機関名>
- ·総社警察署生活安全課
- <連携の内容>
- ・非行防止教室の実施
- ・定期的な情報交換、連絡会議の開催
- <学校側の窓口>
- ・教頭

学校が実施する取

員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、

特別支援担当、人権教育担当、 養護教諭

教

(教員研修

- ・対策委員会、職員会議、生徒指導委員会、情報交換会(水・金曜日)などで、基本方針の考え方と実際の運用方法について共通理解を図り、いじめについての 問題意識を高める。
- ・いじめの未然防止に向けて、教職員研修を計画的に実施し、いじめの認知能力やその後の対応能力向上を図る。

・校内

① (児童会活動)

未

然

防

・人権週間の活動を充実させ、児童がいじめを自分たちの問題として考え、いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。

全

(だれもが行きたくなる学校づくり)

- ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・ピア・サポートやSEL、アセスを活用し、児童同士の関係づくりや実態把握に努める。
- ・「いじめについて考える週間」で、道徳や学級活動を通して全校児童でいじめ問題を学び、いじめを起こさない温かな人間関係づくりに努める。 (情報モラル教育)
- ・インターネットを介した情報発信に伴う責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるため、総合的な学習の時間や外部機関による携帯安全教室を利用して、各学年に応じた情報モラル教育を行う。
- ・5年生とその保護者全員を対象に、「ケータイ・スマホ安全教室」を参観日に実施し、児童や家庭に向けた啓発を行う。
- ・中学校とも連携しながら、情報モラルの啓発の機会を設ける。

(実態把握)

- ・児童の生活実態把握のための教育相談メール、毎月のアンケート、年 2 回の教育相談とアセスメントを実施することで、児童の生活の様子を把握し、いじめの早期 発見を図る。
- ② (情報共有・相談体制の確立)
 - ・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめについて相談できるようにする。
 - ・情報交換会を毎週水・金曜日に行うことで、軽微な行動でも「今後いじめに繋がるかもしれない」という意識を持ち、ささいな兆候にも気付けるようにする。
- 期 ・日頃から教職員が児童の変化を見逃すことなくきめ細かく声かけを行い、児童からいじめを相談しやすい信頼関係づくりに心がける。
- 発 ・児童・保護者などを対象とするカウンセリングの周知を一層進める。

見(家庭への啓発)

- ・PTA総会等でいじめ対策基本方針について周知できるようにする。
- ・児童の気になる様子がある場合、欠席1日目から電話連絡を行い、児童の心身の状態を把握するようにする。 ・家庭での児童の変化を見逃さないためのポイントを学級懇談等で啓発することで、積極的ないじめの認知につながるようにする。
- ・学校評議員、学習支援ボランティア、民生委員、児童委員、主任児童委員、夢てらす等と連絡を取り、校外の児童の様子について情報を把握する。

(いじめの有無の確認)

- ・児童がいじめを受けている可能性が明らかになったときは、速やかに、管理職、生徒指導主事、学年主任を交えたチームでいじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討)
- ・複数の教員により、事実関係を確認し、内容にそった組織作りを行い、いじめへの組織的な対応をする。
- じ (いじめられた児童への支援)
- め・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。へ(いじめた児童への指導)
- の ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当 対 該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 処